

議案第 97 号

京丹後市営バス運行事業に関する条例の一部改正について

京丹後市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

市営バス豊栄竹野線の間人小泊バス停を移設し名称を変更するため、所要の改正を行うものである。



京丹後市営バス運行事業に関する条例(平成22年京丹後市条例第28号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市営バス運行事業に関する条例	京丹後市営バス運行事業に関する条例
平成22年9月16日 条例第28号	平成22年9月16日 条例第28号
<p>本則 (略)</p> <p>別表第1～別表第9 (略)</p> <p>別表第10(第6条関係)</p> <p>1 運賃表 (略)</p> <p>2 市営バスの運賃表 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 豊栄竹野線</p>	<p>本則 (略)</p> <p>別表第1～別表第9 (略)</p> <p>別表第10(第6条関係)</p> <p>1 運賃表 (略)</p> <p>2 市営バスの運賃表 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 豊栄竹野線</p>
(9) 宇川線 (略)	(9) 宇川線 (略)
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年10月1日から施行する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 3 年 9 月 定例会

議案の 件 名	議案第97号 京丹後市営バス運行事業に関する条例の一部改正に ついて			政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <b>条例</b> その他 ( )															
<p>《政策等の概要》</p> <p>市営バス豊栄竹野線の間人小泊バス停を移設し名称を変更する。</p>		<p>《市民参加の状況》</p> <p>有 ・ <b>無</b> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p>																		
		<p>《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源									
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源															
<p>《政策等の必要性》</p> <p>地域の拠点として昨年度丹後地域公民館を整備したこともあり、間人小泊バス停を移設することで、より地域住民の利便性向上を図るもの。また、間人小泊バス停については、間人区からの要望を受けて、令和3年10月1日より移設し、名称を変更することとして京丹後市地域公共交通会議で承認を得ている。これに合わせ、市営バス豊栄竹野線の「間人小泊」バス停についても同様に移設し名称を変更することで、利用者の利便性向上と安全性の確保を行うものである。</p>		<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p> <p>運賃、運行及び委託料に変更なし。</p>																		
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <p>R2.11.5 間人区よりバス停移設の要望・相談 R3.4.19 間人区長及び京丹後警察署交通課と現地確認 R3.6.25 京丹後市地域公共交通会議（書面開催）で承認 R3.8. 5 例規審査委員会</p>		<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総合計画 計画項目</th> <th>15</th> <th>ひとが行き交う公共交通の充実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">○その他の計画(該当する場合のみ)</td> </tr> <tr> <td>計画名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>				総合計画 計画項目	15	ひとが行き交う公共交通の充実	○その他の計画(該当する場合のみ)			計画名称			策定年度			計画期間		
総合計画 計画項目	15	ひとが行き交う公共交通の充実																		
○その他の計画(該当する場合のみ)																				
計画名称																				
策定年度																				
計画期間																				
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>令和3年10月1日から施行する。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部局</th> <th>担当課</th> <th>添付資料（有の場合は、その名称）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長公室</td> <td>政策企画課</td> <td><b>有</b>・無 路線図</td> </tr> </tbody> </table>				担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	市長公室	政策企画課	<b>有</b> ・無 路線図									
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																		
市長公室	政策企画課	<b>有</b> ・無 路線図																		

# 間人小泊バス停留所の変更について

- ・ 間人小泊バス停を西に約100m移設し、名称を丹後地域公民館前バス停に改める。
- ・ 変更日：令和3年10月1日
- ・ 該当路線：丹海バス(丹後峰山線、海岸線、間人循環線)、市営バス豊栄・竹野線

